

会 議 結 果 報 告 書

令和元年9月10日

会議の名称	令和元年度 第2回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和元年8月23日（金）15時00分～17時05分
開催場所	市役所3階 302会議室
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 (計 6人) さいたま家庭裁判所 相田主任書記官 (計 1人)
欠席委員	なし (計 0人)
説明員	長寿応援課 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主幹、山田美穂主査 (計 3人)
議 題	(1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定の基礎資料（追加アンケート結果）について (2) 基本計画素案への委員意見の反映・検討について (3) 市民意見公募手続き及び障がい者団体意見について (4) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	豊島俊二健康福祉部次長、中村修長寿応援課長、吉田恵子主席専門員、 黒澤多恵主幹、山田美穂主査 福祉課 抜井雅治主席専門員
署 名	(議 長) (署名人)
審 議 内 容 の 記 録 (審 議 経 過 、 結 論 等)	
<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ 認知症施策推進大綱が発出された。</p> <p>3 市民後見人との意見交換 市民後見人) 自己紹介。民生委員をするなか後見人の知識も必要と思い、市の後見人養成講座に参加した。行政の申請が色々あり不安がある。被後見人のために努力している。 委員) 市役所の関係機関とは相談をしながら後見活動をした方が良い。 委員) 市民後見人に対しては、後見ネットワークセンターと3士会でバックアップするので、後見ネットワークセンターを通じて相談して欲しい。 副会長) 後見活動にはネットワークの役割が大事である。 委員) 専門職でも後見活動は情報収集が必要。今後、次の後見人につないでいって欲しい。 市民後見人) 被後見人が請求できるものは何があるのか。どのタイミングで何をすれば良いのか。など様々な手続きが市役所でも複数の部署に渡り戸惑う。後見ネットワークセンターでマニュアルを作成するなど配慮をして欲しい。</p>	

委員) 福祉関係は助成金がいろいろあり、関係課に顔を出して教えてもらうことも大事である。

委員) 現在、対象者が申請できる制度リストをネットワークセンターで作成中である。ただし、どこまで整理できるかは、課題も多い。

委員) 市役所内では、後見人がついたことは他部署にも連絡周知されるのか。

説明員) 後見人がつくと担当部署(福祉課、長寿応援課、子ども家庭課)に登録をしてもらい、他部署のシステムにもポップアップ表示される。

4(1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定の基礎資料(追加アンケート結果)について

説明員) 資料に基づき説明。

委員) P3 問3については、複数回答のため164を分母にしているが、回答者実数144人を分母にしてパーセンテージを出したほうが良い。

委員) P14「65歳以上高齢者のうち後見制度利用が必要と思われる方」6,535人は推測にしても多いのではないかと。P4 問2 ケアマネジャーが「後見制度が必要と思われる人数」25人の方が良い数字ではないかと。

説明員) 回答のサンプルがなく、粗い数字になっている。

副会長) 主観的な判断で後見ニーズを考え回答しているため、同じ対象者をニーズが必要としたりしなかったり、回答者によって異なる。

委員) 同じ対象者について、高齢者あんしん相談センター・ケアマネジャー・相談支援専門員がそれぞれ回答している可能性はあるか。

説明員) アンケートの依頼は、ケアプランやサービス等利用計画を作成している事業者がカウントすることで依頼しているため、重複はない想定である。

委員) 高齢者数18,565人よりも、要介護認定者数を母数にした方が良い。

副会長) 重度障がい者、単身者や認知症の認定を受けている方等を母数にする方法などもあると思う。国の予想値もあいまいである。

説明員) 要介護認定者数約2,500人に35.2%をかけても880人にしかない。要介護1から5で一人暮らしや高齢夫婦世帯を母数にした方が良いのか。

副会長) 家族累計でもないため、難しい。

委員) アンケート送付500人のもとを母数にしてはどうか。

議長) 「利用が必要な方」ではなく「利用の検討が必要な方」の方が適切ではないか。

副会長) 抽出をしっかりとすれば、何丁目何番地(複数箇所)にアンケートを出して抽出し、その結果に全域をかけると良い。1回のアンケートで推測は難しい。

議長) 任意後見を入れれば良い数字ではないか。新井教授は全人口の1%と言っている。

委員) 障がい者は、身体障がいを除いた数を載せたほうが良い。P14は計画に掲載するのか？

説明員) そのままP14を載せることはしないが、いただいた意見でデータの集計をし直し、抜粋を掲載する。今回のアンケートでは、障がい者の支援専門職の方が高齢者の専門職よりもおよそ制度への認識が高いと傾向が出たものである。

(2) 基本計画素案への委員意見の反映・検討について

説明員) 資料に基づき説明。今後地域福祉計画への合冊準備のため、現段階の素案について承認をいただく。

委員) 認知症施策推進大綱により、「財産管理」が「財産利用」という表現になった、と会長から説明があった。どうするか。

議長) 国は財産を本人のために使うという思いがある。

委員) そのようなことを P24 の 3-2 書いてある文がある。

議長) 成年後見は財産を使わないのが良いと思っている人がいる。本人の QOL を高めるために生活扶助に使う必要はある。

委員) 成年後見では財産を守ってあげる、という風に考えている。その人の生活費を考えると、あまり預金等を減らしたくない。資産があれば使えるが、資産がない人は使えない。

委員) 管理の方が広く使える。財産利用とすると、誤解を招くのではないか。

議長) 国は財産利用の傾向である。個人事業主は会社や事業を運営していく財産と、本人の生活のための財産と二つに分かれる。認知症の経営者の子や孫に財産を使えるようにしないと、中小企業は潰れてしまうこともある。リバースモーゲージの問題、後見人が付いた場合、本来使えたお金が自由に使えなくなる。障がいを持っている子のために、お金を使えるようになる等にしていこうと国は考えている流れがある。これには家裁の承認は必要だが、これを可にしないと、後見制度の利用は増えない。

委員) 親族後見の場合は、本人のためか親族のためかわからない場合もある。専門職が就いた場合、親族の争いが起こるという可能性もある。

議長) 後見制度を利用して良かったと判断する人は本人ではない。だからあまり評判が良くない。

委員) 皆さんの意見を踏まえると、財産管理のままで良いのではないか。

委員) P21 「身上保護と財産管理、見守り」とタイトルとの内容が合っていない。制度理解の話が載っていて、内容とタイトルとを合わせた方が良い。P22 の 2-1 「制度理解と地域の見守り等」は、制度理解の話に戻っている。

委員) 実行計画のタイトルとあわせて、タイトルは「制度理解と地域の見守り」で良いと思う。

議長) 不正防止は家庭裁判所が監督権者であり市が責任を負わなくて良い。不正防止のためではなく相談と支援のためとした方が良い。

副会長) P23 意思決定支援の用語説明について、障害者権利条約の観点から代行決定の観点から、本人の意思を尊重した意思決定が重要なことを入れた方が良い。意思形成、表明の支援ということを書くと余計わかりづらい。市民向けにわかりやすくした方が良い。

委員) アンケート結果をどの箇所に入れていくか。特に、利用していく可能性がある人の項目、制度利用が必要と思われる人の実態について、計画に入れるかどうかは別にして、アウトリーチする専門職が後見制度が必要と思っているのかを、実行計画に落とし込んでおく必要があると思う。どんなことに困っていて、なぜ後見制度につながらないのか、ここは計画に載せた方が良いと思う。制度理解の箇所などは、どうか。

説明員) 啓発とは別に、専門職は配慮が必要な家庭に支援をいただく。これまでも専門職研修は実施している。制度理解については専門職にも理解を進めることが必要であり、(仮称) 基幹福祉相談センターにおいても、連携の必要性を明示しておきたい。

議長) 先月に竹内委員長と地域福祉推進委員会に出席した。志木は法人後見をどう考えているかと委員長から言われた。市としてどう考えているのか。

説明員) 法人後見は社協で今もやっている。多問題家庭の支援等で、法人後見の役割は重要である。法人後見を進めていくことも、役割の一つと考える。今後、法人がこれからどんどん立ち上がるような市町村はあまりないと思っているが、まずは近隣を確認し、計画にも反映していきたい。

議長) 社協だけでは資源として枯渇してくる。資源の開発は大切である。

委員) 不正防止の記載で「不正防止は専門職以外の親族後見人で…大半を占めている」とあるが、「なお、市で養成された市民後見人において…」をつなげたほうが良い。

【審議結果】 現行の基本計画素案を一部修正し、承認する。

(3) 市民意見公募手続き及び障がい者団体意見について

説明員) 11月に公募を行う予定である。今回は単独計画ではなく、地域福祉計画に含む。素案は、市内の公共施設等でも閲覧可能である。電子申請も可能であり、意見シートを使って意見をいただく。前回審議会の意見を踏まえ、障がい者団体のヒアリングを行ったが、今回は他計画との合冊のため、ヒアリングではなく直接団体に送付し、意見集約を行いたい。

委員) 視覚障がいの人には、別途特別に意見を聴取するのか。

説明員) もとの法律が知的、精神障がいを対象としているため、知的障がい団体・精神障がい団体4団体に意見を聴取する。

副会長) ホームページでは視覚障がいに対応している。エクセルは視覚障がいの人には難しいため配慮が必要である。色々な人に意見をいただく必要があると思う。

【審議結果】 市民意見公募の方法について承認する。

(4) その他

事務局) 次回、10月2日(水)午前10:00から第3委員会室。その次は1月29日(水)13:30から(場所未定)を予定する。

5 閉会

以 上